主 文

本件抗告を棄却する。

## 昭和五五年一二月一七日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	П	正	孝
裁判官	ব	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	Щ		亨
裁判官	中	村	治	朗